（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正）

第六条　公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第六号中「第十一条第一項第六号」を「第十一条第一項第八号」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第七条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の項中「第四十七条の五第一項」を「第四十七条の六第一項」に改め、「除く」の下に「。以下この項において同じ」を加える。

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣　松野　博一
内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

「第四章　株式会社国際協力銀行の業務の特例（第十六条―第二十四条）
目次中　第五章　駐留軍等労働者に係る措置（第二十五条）
第六章　雑則（第二十六条）」を「第四章　駐留軍等労働者に係る措置（第十六条）
第五章　雑則（第十七条）」に改める。

第一条中「措置を」を「措置等を」に改め、「、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための株式会社国際協力銀行の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め」を削る。

第四章を削る。

第五章中第二十五条を第十六条とし、同章を第四章とする。

第六章中第二十六条を第十七条とし、同章を第五章とする。

附則第一条ただし書を削る。

附則第二条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「平成四十四年三月三十一日」に改め、同条第五項を削る。

附則第三条から第五条までを削る。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（防衛省設置法の一部改正）

3　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表平成二十九年三月三十一日までの間の項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十九年三月三十一日」に改め、同表駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第四章の規定が効力を有する間の項を削る。

附則第五項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十九年三月三十一日」に改める。

外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
防衛大臣　稲田　朋美
内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

所得税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五号

所得税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の施行に伴い、並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十号イ及び第三十一号、第七条第一項第二号及び第二項、第二十五条第一項第五号及び第二項、第三十条第三項第一号、第四十四条、第四十八条第二項、第四十九条第二項、第五十七条の四第四項、第六十条の二第八項第一号及び第十一項第三号、第六十条の三第八項第一号、第六十八条、第七十二条第一項、第八十五条第四項から第六項まで、第百二十条第三項（同法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項において準用する場合を含む。）、第百六十一条第一項第三号、第百九十四条第四項、第百九十五条第三項及び第四項、第百九十五条の二第二項、第二百三条の五第三項並びに第二百二十四条の三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」、「控除対象配偶者」、「源泉控除対象配偶者」に、「、控除対象配偶者」を「、同一生計配偶者、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者」に改める。

第十一条第二項及び第十一条の二第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第十七条の見出しを「（非永住者の課税所得の範囲）」に改め、同条中「（課税所得の範囲）」を削り、「国外源泉所得（以下この条」を「国外源泉所得（以下この項」に改め、同条第一号ただし書中「この条」を「この項」に改め、同条を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第七条第一項第二号（課税所得の範囲）に規定する国外にある有価証券の譲渡により生ずる所得として政令で定めるものは、有価証券でその取得の日がその譲渡（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十第三項若しくは第四項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）又は第三十七条の十一第三項若しくは第四項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定によりその額及び価額の合計額が同法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等又は同法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額